

福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

福井県屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、良好な景観の形成、風致の維持および公衆に対する危害防止を目的として、「屋外広告物」の表示（設置）を禁止する場所や設置基準を定めている。

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号、平成29年6月15日施行、当該条項は平成30年4月1日施行）に伴い、都市計画法上、新たな用途地域として「田園住居地域」が新設された。

これにあわせ、屋外広告物法も改正され、「田園住居地域」を禁止地域として指定できるものとなる。

現在、屋外広告物法にあわせ、同様な用途地域を禁止地域としているため、田園住居地域を追加する改正を行う。

2 条例改正の概要

（1）田園住居地域の概要

- ・都市計画法（第8条第1項）にて、新たな用途地域の類型として、田園住居地域を創設
- ・農業の利用の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域
- ・当該地域内の農地において、土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設等については、市町長の許可が必要
- ・当該地域内において、第一種低層住居専用地域に認められた建築物（小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、小・中学校など）のほか、農業生産に関する建築物、店舗や飲食店も建築可能（ただし、面積要件あり）

（2）禁止地域の条項に田園住居地域を追加（条例第2条）

禁止地域（広告物等を表示または設置してはならない地域または場所）のうち、都市計画法を参照している条項に田園住居地域の文言を追加する。

3 その他

3つに区分された禁止地域等のうち、田園住居地域を第三種禁止地域に指定する旨は、規則で定める。

4 施行日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。